

京都府スキー連盟 (SAK) 競技者管理登録規定

1994. 1. 1 制定

- 第 1 条 本連盟は、本連盟に所属する加盟団体の競技者を管理するために「競技者管理登録制度」を設ける。
- 第 2 条 本連盟に競技者管理登録をしようとする者はアマチュア競技者であって、本連盟の加盟団体に所属してはならない。
但し、京都府出身の大学生にあつて京都学生スキー連盟に加盟していない大学（府外も含む）に所属している選手で、SAK 競技者登録を希望する選手は登録をすることができる。
- 第 3 条 各加盟団体は本連盟が発行した「競技者管理登録票」、「競技者登録一覧表」に所定の必要事項を記入のうえ、登録手続きをしなければならない。
- 第 4 条 登録の有効期間は 1 年間とし毎年これを更新しなければならない。
登録の締め切りは毎年 9 月 30 日とするが、それ以降に登録をする場合は次の年の 3 月 31 日までとする。
継続をする場合その競技者のコード番号は変わることは無い。
- 第 5 条 登録競技者が転居、転勤、転校、その他の都合で加盟団体を変更した場合、または記載内容の変更のあった場合は直ちに更新の手続きをしなければならない。
- 第 6 条 登録を抹消する場合は所定の手続きを取り、本連盟に通知しなければならない。
- 第 7 条 競技者管理登録を行う者は所定の年次登録料を納付しなければならない。
- 第 8 条 競技者登録に関して疑義を生じた場合は、競技部理事会で決定する。
- 第 9 条 この規定の改廃は競技部理事会の議決を要する。

1994. 09. 01 改正

1996. 01. 01 改正

2002. 11. 24 改正

2003. 11. 23 改正